

研修認定薬剤師制度 運用細則

第1条 趣旨

ソーシャルユニバーシティ薬剤師生涯学習センター（以下「本センター」という）の研修認定薬剤師制度運用規定（以下「運用規定」という）に基づき、その事務処理を円滑に進めるため、次の運用細則を定める。

第2条 集合研修の実施機関

1. 本センターは運用規定第6条1項に定める集合研修を実施する機関（以下「研修実施機関」という）として、次の各号のいずれかを満たす機関を認定し、運用規定第7条に定める単位の発行を認める。
 - (1) 公益的な事業を行う団体（学校法人、財団法人、社団法人等）の中で、主として薬事に関する団体
 - (2) 国公立附属機関、国立病院および公的医療機関、国公私立大学附属医療機関
 - (3) 次の(i)から(iv)の細目を満たす機関
 - (i) 次の事項を含む規約あるいは会則を有する。
 - 運営に係る目的あるいは内容に、薬剤師の資質向上に関する事項が記載されている。
 - 代表者を置くことが明記されている。
 - (ii) 事務所または事務局が設置されている。
 - (iii) 原則として、会員に100名以上の薬剤師がおり、会員名簿を有する。
 - (iv) 研修活動の実績がある。
2. 前項に定める機関が研修実施機関の認定を申請する場合は、本センターに集合研修実施機関登録申請書（様式6）を提出し、登録申請料10,000円（税込）を納入する。当該研修実施機関の認定は評価認定審査委員会に諮り、センター長が決定する。なお、本センターに納入された登録申請料は、認定の可否に関わらず、原則として返却しない。
3. 研修実施機関の認定期間は、センター長による認定の決定日より6年間とし、この間に運用規定第6条1項1号(i)および(ii)の細目に定める集合研修の実施を認める。
4. 研修実施機関は認定期間内に、本条2項に定める手続きに従って、集合研修実施機関登録申請書（様式6）により登録更新を申請することができる。
5. 研修実施機関は認定期間内に、集合研修実施機関登録申請書（様式6）に記載された登録内容に変更が生じた場合は、同申請書により登録内容変更を申請する。
6. 研修実施機関は認定期間内に、集合研修実施機関登録申請書（様式6）により登録削除を申請することができる。

第3条 研修会開催の手続き

1. 研修実施機関は、次の手続きに従って、運用規定第6条1項1号(i)および(ii)の細目に定める集合研修（以下「研修会」という）を実施する。研修会の開催は、同条1項1号に定める(i)と(ii)のいずれの形式であるか、あるいはその両方の形式であるかを問わない。
 - (1) 研修会ごとに研修会開催計画書（様式7）を作成し、本センターに研修会の開催予定日の1ヶ月前までに提出する。なお、研修会開催計画書には、当該研修実施機関の機関印を押印する。
 - (2) 研修実施機関より提出された研修会開催計画書に基づき、センター長が研修会開催の可否を決定する。
 - (3) 前号により研修会の開催が許可された場合には、受講者人数に応じて別表1に定める研修会開催申請料（以下「申請料」という）の振込み案内を送付する。また、不許可の場合には不許可の理由を通知する。
 - (4) 研修実施機関は、研修会ごとに別表1に定める研修会開催申請料を本センターが指定する方法で納入する。なお、納入された申請料は、開催の可否に関わらず、原則として返却しない。
 - (5) 研修会開催申請料は本項3号に定める振込み案内に従い、1週間以内に振込む。
2. 研修会の受講者は、運用規定第12条に定めるPLESO-Nearへの個人情報の登録を行う。
3. 研修実施機関は、次の手続きに従って研修会を終了する。
 - (1) 研修会開催の1日ごとに研修会終了報告書（様式8）1通および受講者名簿を作成し、研修会終了後1週間以内に提出する。なお、研修会終了報告書には、当該研修実施機関の機関印を押印する。
 - (2) 当該受講者名簿に記載された受講者の人数が、本条1項3号に係る受講者人数を超える場合には、別表1に定める研修会開催申請料の差額を本センターが指定する方法で納入する。
 - (3) 本センターは、当該研修会が本条1項1号に定める研修会実施計画書に従って実施されたことを確認した後、研修実施機関が提出した受講者名簿をPLESO-Nearに登録し、運用規定第13条2項1号の定める単位取得の履歴に対応する単位取得の一覧とその受講証明書（認定単位一覧兼受講証明書）あるいは個々の単位取得の受講証明書（単位証明書）を受講者の求めに応じてPLESO-Nearより発行する。

別表1 研修会の受講者人数と研修会開催申請料

受講者人数	研修会開催申請料 (税込 (円))
～200名まで	2,000
201名～300名まで	3,000
301名～500名まで	4,000
501名以上	5,000

第4条 研修実施機関の取り消し

1. 本センターは次の各号のいずれかに該当する研修実施機関の登録を取り消す。
 - (1) 認定期間内に、研修会開催等がまったく実施されていない機関
 - (2) 研修会開催等の申請および受講単位の交付に関して、運用規定あるいは本細則等の恣意的な解釈により著しく不適切な行為のあった機関
 - (3) 前号の他、研修薬剤師認定制度上、著しく不適切な行為のあった機関
2. 研修実施機関の登録を取り消そうとする場合は、予め当該研修実施機関にその旨を通知する。当該研修実施機関より不服の申し立てがあった場合には、当該機関の申し立てを聴取する機会を設ける。
3. 本条1項2号および3号に係る研修実施機関の取り消しは、評価認定審査委員会に諮り、センター長が決定する。

第5条 集合研修における単位の認定

集合研修における単位の認定は、次の通り実施する。

1. 本センターにおける集合研修の単位は、受講後の一定期間内に受講者が当該研修の概要を示すレポートを本センターに提出し、その内容を評価して発行する。
2. 研修実施機関における研修会の単位は、研修会実施計画に定められた受講管理方法および評価方法を本センターが確認して発行する。

附則 本細則は2023年2月1日より施行する。